

3回
平成30年第 総 会
3月

白井市農業委員会会議録

平成30年3月9日 開会

平成30年3月9日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年3月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集計計画及び農用地利用配分計画の決定について

議案第4号 平成29年度第1次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 3月20日(火)
- ・事前審査会(案) 3月28日(水)
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 4月6日(金)
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 こんにちは。本日お忙しい中、3月の定例総会ということで、お集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

2月までは、毎日寒い日が続きましたけれども、3月に入って、寒かったり暑かったりということで、体の体調の管理は、十分気をつけていただきたいと思います。

梨の剪定のほうもまだ残っていると思いますけれども、頑張っていただきたいと思います。

それでは、会議のほうに入らせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年3月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、芦田恵子委員、4番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局、湯浅でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、神々廻字西発込1398番、外1筆。

地目、畑、現況は豚舎となります。

地積、2筆で8,270平米。

権利者、白井市神々廻 番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積82アール。

義務者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇、持分2分の1、〇〇〇〇、持分2分の1。

事由、賃貸借権の設定となります。

2番、根字下郷谷5番1。

地目は畑になります。

地積、5,109平米。

権利者、白井市 番地、〇〇〇〇。

経営面積51アール。

義務者、白井市復 番地の内、〇〇〇〇。

事由、賃貸借権の設定となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員お願いします。

内藤秀樹委員 班長の内藤です。まず、議案第1号の1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんご本人が、義務者としても、また、〇〇〇〇さんの代理人としても出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約2.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、養豚業を営んでおり、畜舎が建っています。進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者の所有している農機具や施設は、法人の養豚業なので、全てそろっております。

労働力と年間従事日数、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

本案件は、農業改善計画を法人として申請するため、今まで農地は義務者の農地で、法人としての農地がなかったため、今回、認定を申請するに当たり、農地を権利者である法人に賃貸借し、会社と個人をきっちり分けたものです。

現在所有する農地は、全て効率的に使用されており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の法律のかつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

次に、議案第1号2番について報告します。

資料は2番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人が、義務者〇〇〇〇さんの代理人としても出席されました。

申請地は、市役所から北へ約1.3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨の苗木が植えてあり、新しく下柵も張ってあります。

上柵は、まだ着工途中で、まもなくでき上がると思います。

進入路については、農道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、親も梨栽培をしており、大体そろっており、足りないものは、青年等就農資金で徐々に買いそろえる計画です。

労働力は、本人1人で、年間従事日数は265日の予定です。

技術力も、親と同じ梨栽培のため、教えてもらいます。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

青年等就農計画認定を申請するため、親戚である義務者、〇〇〇〇さんの畑を賃貸借し、親とは別経営として営んでいくそうです。

これから効率的に耕作していくものと思われます。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、齋藤和博委員をお願いします。

齋藤和博委員 最適化推進委員の神々廻地区担当の齋藤です。

事前審査の後、〇〇さんと〇さんとお会いしまして、お話を伺った中ですが、今までも、〇〇〇〇ということで経営を行っていたということで、経営内容も問題ありません。

今回については、改善計画の認定のためということなので、今までどおり、既存で行なっている経営上問題ないということで、この案件については、問題ないと思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番、秋本善久委員をお願いします。

秋本善久委員 推進委員の白井及び復地区担当の秋本です。

私は、〇〇〇〇さんの家に3月2日の午後、直接訪問しまして、再確認してまいりました。

3点ほど報告します。

一つ目は、賃貸契約期間についてですが、事前審査のときは、単年度の更新とのことでしたが、その後、聞き取りで確認を行ったところ、果樹園という性格から、10年契約で行ったとのことでございます。

二つ目としましては、研修についてですが、2の6の資料に記載されていますが、剪定、摘果、収穫、選別等の栽培技術の研修を平成28年の3月から平成29年の12月まで実施しておりますが、父親の梨園において、現在も研修を行っているとのことでございます。

最後に、梨の栽培農家の若手で、なおかつ、初心者を中心とする組織で、梨友会というのがあるとのことから、現在、入るかどうかについて検討しているそうです。本人も、梨をやるからにはという意気込みと熱意が感じられておまして、父親のサポートなんか考えられますので、問題ないかと思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

次に、2番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、湯浅でございます。

説明に入ります前に、本日、議案と資料を差しかえさせていただきました。

あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第7条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

平成30年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字居向991番1の一部。

地目、山林。現況は、畑となっております。

地積、登記簿818平米。実測1,609.13平米の内、1,018.9平米。

申請人、白井市復 番地、〇〇〇〇。

申請事由、農地転用、農業用倉庫のためでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。内藤秀樹委員お願いします。

内藤秀樹委員 2班班長の内藤です。
議案第2号の調査報告を行います。
資料の3番です。
当日の出席者は、権利者〇〇〇〇さんの代理人で、〇〇建築設計の〇〇〇〇さんが出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から南東へ約0.8キロメートルに位置しております。
国道と市道に面しており、進入路は確保されております。
現地調査した結果、農地区分としては、第1種農地でも第3種農地にも該当しないので、第2種農地と判断いたしました。
転用目的ですが、母屋敷地内には倉庫を建設するスペースがなく、収穫物の保管場所が不足しているため、母屋に近く、農地の間に位置する本物件を利便性、管理面等から倉庫建設場所としたいということです。
次に、一般基準ですが、本申請は農業用倉庫ということですが、申請面積は1,018.9平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。資金は、借入金で賄う計画で、許可後は、速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、近隣説明で、特に意見はないということです。
また、申請地は土地改良区ではありません。
以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。
芦田恵子委員をお願いします。

芦田恵子委員 地区担当の芦田です。
先日、〇〇さん宅にお伺いしまして、〇〇さんのお父様の〇〇さんより、お話を伺いました。
この土地は、母屋から道路と水田を挟んだ先にありまして、先代のときに、家庭菜園として整備して、貸しておられました。
現在、母屋の倉庫は手狭になり、7年前の東日本大震災で柱がゆがみ、補強をして使っておりましたが、全て直すには、見積もりをとりましたら、470万かかるといわれたそうです。
2階に梨のダンボールの箱を置くと、重量を考えると、新しく建てたほうがよいと考えて、今の土地に建てることにしたそうです。
家庭菜園の人は、全て了解済みだそうです。

〇〇さんも来年65歳になられるので、息子さんに経営委譲する前に、ダンボールを入れる倉庫をつくっておきたいとおっしゃっていました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長 根本委員。

根本孝一委員 農業委員の根本です。今回、差しかえが入って、1反を超える面積の中に98.88平米の延床面積の倉庫を建てて、保管場所として使うということで、駐車場は3台分だということなのですが、面積について、かなり多いと思うのですが、ほかに何か使い道があって、この面積になったのかどうか疑問に思うので、その辺何か言っていましたでしょうか。

芦田恵子委員 建築基準とか、私も余り詳しいことはわからないのですが、この面積だったら許可が下りるといって、この面積にしたそうです。

何かいろいろ調べたら、もっと大きくしちゃうと、それなりの整備がかかるので、この金額で大体収めるには、これだけの面積で置きたいということ。

私もここだったら、最初から直売所を考えてやったらどうなのといったら、あそこはちょうど南側に面していて、夏がすごく暑いということ、あんなところで直売できないよと言われたのですよね。

でも、将来的には整備して行って、やるかもしれないというのは、それはまた息子さんが農業をする上で、何年後にはそうなるかもしれないということはおっしゃっていました。

あそこはもう、水道はどうなのと言ったら、家庭菜園のために井戸は掘ってあるそうですね。

あと、雑排水といっても、母屋が近いので、トイレやなんかは、うちに来ればいいので、その辺が大丈夫じゃないかなということは、いろいろお話した中ではおっしゃっていましたので、とりあえず、建築的に、今、建てられるあれで、この辺がぎりぎりだということ言っていました。どうでしょうか。

根本孝一委員 わかりました。

笠井会長 他にありませんでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号につきましては、福田委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、この議事に参与することはできないとされております。

福田委員、一時退席をお願いします。

[5番福田孝一委員退場]

笠井会長 議案第3号 平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、湯浅です。

議案第3号 平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）及び農用地利用配分計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

これらの説明にいたしましては、担当の大野のほうから説明をさせていただきます。お願いします。

事務局 事務局の大野です。

農地中間管理事業なのですけれども、こちらの事業は、千葉県の農地中間管理機構である千葉県園芸協会が間に入り、農地の貸借等を行う事業です。

4ページから6ページごらんいただけますか。

4ページから6ページが、千葉県園芸協会が各地権者から農地の借り入れを行う農用地利用集積計画となっております。

5ページをごらんください。

利用権の設定を受ける者、借り入れ者は全て、農地中間管理機構である千葉市中央区市場町1番1号、公益社団法人千葉県園芸協会、理事長、間渕誠一、こちらのほうが全部借り受けという形になります。

続きまして、借り入れ期間なのですけれども、全て10年になっております。

それから、賃料は1反当たり1俵相当額となっております。
続きまして、利用地を設定する農地と利用権を設定する方を読み上げたいと思いま
す。

1番、平塚字八幡下620番、外14筆。

地目、田。

地積、1万1,751平米。

賃料、11.75俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

2番、平塚字吾妻下2196番、外2筆。

地目、田。

地積、2,204平米。

期間、10年。

賃料、2.2俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

3番、平塚字小森下2417番。

地積、803平米。

賃料、0.8俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

4番、平塚字小森下2420番地、外1筆。

地積、1,744平米。

賃料、1.74俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

5番、平塚字小森下2831番、外3筆。

地積、3,466平米。

賃料、3.47俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

続きまして、6ページ。

6番、平塚字八幡下606番、外2筆。

地積、2,264平米。

賃料、2.27俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

7番、今井字小山下428番、外4筆。

地積、3,567平米。

賃料、3.57俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

8番、平塚字吾妻下1411番。

地積、1,021平米。

こちらだけ物納です。1.02俵相当額。

利用権を設定する者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

続きまして、7ページから18ページなのですが、こちらのほうは、ただいま千葉県園芸協会の借り入れた農用地を貸し付けるための農用地利用配分計画となっております。

計画が、借り入れと貸し付けの2本立てのような形になっております。

続きまして、8ページが配分計画の鏡分です。

続きまして、9ページをごらんください。

権利の設定を受ける者の氏名、株式会社〇〇〇〇。代表取締役〇〇〇〇。

白井市平塚 番地。

権利を設定する土地、こちらのほうは、先ほど読み上げた土地全てでございます。

続きまして、設定する権利、種類としまして賃借権。

利用内容、水田として利用。

始期なのですが、本日の会議を受けて、来週の月曜日にこちらで承認を受けなければ告示をするそうです。

したがって、そこから10年ということで、平成40年の3月11日まで。

賃料は、先ほど申し上げたとおり、1反当たり1俵の賃料となります。

9ページ、10ページ、11ページ、12ページまでが、土地の一覧。

13ページ、こちらが〇〇〇〇の概要。

14ページ以降は、記載の注意等、いろいろな決め事が書かれております。

以上で説明終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

この議案に関しましては、事前審査会の対象外でございます。

審査班長の報告はございません。

地区担当員の説明もありません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

笠井会長

根本委員。

根本孝一委員

農業委員の根本です。

この議案に関しては、賛成、反対はここで言うことじゃ、私は言わないのですが、ちょっと確認したいと思うのですが。

ここで前文の中で、意見を求めますとか、協議してくださいというような案で来て

いるけれども、例えば今回、賃料に関しては、1反1俵相当だということで、これ
がいいのかどうか、畑であったら幾らであったりというのを、この農業委員の中で
協議をするということであるのかなというふうに思いました。

あと、例えば、〇〇〇〇さんに関していえば、意見を求めますということであれば、
農業委員の中で、いやあそこは、農機具がそろってないからだめだよとか、そういう
ことを言えるということなのかどうか、ちょっと聞きたいのですけれども。

笠井会長 事務局、よろしいですか。

事務局 事務局多納です。

まず、先に、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についての協議という
ことで、こちらに関しては、常日ごろやられている基盤強化法と同等のもので、
あくまでも貸付先が農地中間管理機構や千葉県園芸協会であるというだけのお話です
ので、あくまでも、今までの協議と、回答の内容的にやることは変わりません。

もう一方のほう、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてですので、
こちらに関しては、配分計画案について、何かしら農業委員会から意見を付すことが
あれば、それに関してこちらから意見を付すことはできますという回答でよろしいで
しょうか。

根本孝一委員 今までの農地利用集積のときのことと同じなのだよというような解釈でいいのでし
ょうか。

事務局 中間管理機構への貸付に関しては、そうなります。

全く同じですね。あくまで貸付先が園芸協会であるかどうかの違いですね。

普通の農家さんであるか、園芸協会であるか。

配分計画案については、園芸協会に絡む、こちらにも書いてあるんですけども、
農用地管理事業の推進に係る法律に記載がありまして、配分計画案、中間管理機構
から実際に借り受けをする農家さんへ貸し付けするに当たって、配分計画案につい
て、農業委員会に意義を求めなさいよということになっていますので、それに関し
て、農業委員会から、先ほど根本委員がおっしゃられたように、この農家さんはど
うなのかという意見があれば、もちろんそういった意見を付して回答しますし。

なので、意見を出してはいけないとか、そういったことではないのですが、逆に承
認をするかしないかということでもないですね。

根本孝一委員 そうですね。承認というものではない。

事務局 今までは、意見を求められたことに対して、意見を付して返すというだけで。

根本孝一委員 今までだと、議決をしていたような気がするのですけれども、今回はそういう意見
をもってもいいのですけれどもということなのですね。

事務局 そうですね。それを受けて中間管理機構のほうで、であればという形で動くこと
はあるかもしれないですが、それをもってして、じゃあすぐにだめだよというお話

でもないですね。

根本孝一委員 わかりました。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 平成29年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の決定について、承認することに可決します。

福田委員、入席をお願いします。

〔5番福田孝一委員入場〕

笠井会長 議案第4号につきましては、根本委員が関係しております。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

根本委員、一時退席をお願いします。

〔1番根本孝一委員退場〕

笠井会長 議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、湯浅でございます。

議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定について、白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり、平成29年度第11次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成30年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

20ページにつきましては、市長からの協議書となります。

21ページをごらんください。

集積計画の一覧表となります。順次読み上げていきます。

利用権を設定する農用地。

1 番、清戸字大崎262番。

地目、田。

利用権設定面積、1,256平米。

種類、使用貸借権。

内容、水稻。

期間、3年。

賃料は無償となります。

利用権を設定する者、船橋市東町 番地、〇〇〇〇。

設定を受ける者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

経営面積、256アール。

こちらにつきましては、継続となります。

2 番、木字南境552番1、他3筆。

地目、畑。

利用権設定面積、4筆で9,852平米。

種類、使用貸借権。

内容、果樹園。

期間、5年。

賃料につきましては、15万円。

支払い方法は、直接持参。

利用権を設定する者、白井市木 番地、〇〇〇〇。

設定を受ける者、白井市木 番地の内、〇〇〇〇。

経営面積、204アール。

こちらにつきましては、新規となります。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2 番については、新規ですので、地区担当員の説明がございます。

押田勝巳委員お願いたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、この土地は、〇〇〇〇さんの土地なのですけれども、現況は、平畑と一部果樹、クリを植えてあったところなのですけれども、現在、伐採して根っこが残っているという、栗の部分は、

あと、野菜は作付しないで、管理だけしていたので、今まで何もつくっていないという状態なので。

それで、〇〇〇〇さんのほうから、子供が就農するのでふやしたいということで、借りに行って、快く貸してくれたということです。

それで、契約期間なのですからけれども、5年間となっていますけれども、一応〇〇〇〇さん、梨の栽培をする予定ですので、5年じゃ短いのではないかということでは言いましたら、更新、更新して、20年、30年はちゃんと承諾しているということで本人が言っていましたので、問題ないと思います。
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
これより質疑に入らせていただきます。
質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定について、一括で採決を行います。
証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。
議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。根本委員、入席をお願いします。

〔5番根本孝一委員入場〕

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 22ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

23ページにつきましては、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出となります。

報告事項は以上でございます。

なお、次第に戻っていただきまして、4月の事前審査会、こちらの申請受付締め切りが3月20日の火曜日。

事前審査会につきましては、3月28日、水曜日。

担当は第1班となります。

午前9時から、こちらの301会議室でお願いいたします。

総会につきましては、4月6日、金曜日となります。
意見交換会、こちらは議会との意見交換会となります。
午後2時30分から。
総会につきましては、午後4時からとなります。
場所につきましては、文化センター2階研修室。
意見交換会と総会は同じところでやるという形になりますので、お間違えのないよう
うにお願いしたいと思います。
事務局からは以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 芦田恵子

白井市農業委員会議事録署名人 今井幹代